

## 令和4・5・6年度 諏訪市入札参加資格審査申請要領（中間審査） （建設工事及び建設コンサルタント等業務）

諏訪市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の委託契約についての競争入札に参加を希望する者は、諏訪市が付与する業種別の入札参加資格を得る必要があります。

今回、入札参加資格を新規に申請する者、再審査を申請する者又は業種の追加を希望する者を対象に、令和4・5・6年度の入札参加資格の中間審査を行いますので、対象者は本要領により審査申請を行ってください。

なお、再審査を申請する場合又は業種の追加を希望する場合は、再審査を希望する業種分又は追加分だけでなく、定期審査及び前回の中間審査で入札参加資格を取得している業種を含め、令和6年6月1日以降の入札参加資格を希望する全ての業種について中間審査申請を行ってください（既に入札参加資格を取得している業種についても中間審査申請時点の情報により再審査を行います）。

### 受付期間、時間及び場所

#### ○持参の場合（**市内事業者に限る**）

受付期間：令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月29日（木）

[土曜日、日曜日及び祝日を除く。]

受付時間：午前9時～正午／午後1時～午後5時

受付場所：諏訪市役所財政課（本庁舎3階）

**※持参による申請は、市内事業者（諏訪市内に本店若しくは入札等の権限を委任する支店又は営業所等を有する事業者）のみ可能です。市外事業者は郵送により申請してください。**

#### ○郵送の場合（**市外事業者**）

受付期間：令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月16日（金）（**必着**）

郵送先：〒392-8511

長野県諏訪市高島1-22-30

諏訪市役所 企画部 財政課 管財契約係 宛

**※市外事業者は必ず郵送により申請してください。なお、市内事業者は郵送による申請も可能です。**

## 1 入札参加資格の種類

### (1) 建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）の定める29業種について、それぞれ審査の上、資格を付与します。

### (2) 建設コンサルタント等業務

測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ審査の上、資格を付与します。

## 2 入札参加資格の有効期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日までの間に入札公告、指名競争入札通知又は見積提出依頼を行う入札（見積合せ）への参加資格を付与します。

## 3 申請方法

事業者区分により、指定の方法で申請書類を提出してください。

事業者区分	提出方法
諏訪市内に本店若しくは入札等の権限を委任する支店又は営業所等を有する事業者	持参（郵送も可能です。） 提出先：諏訪市役所財政課（本庁舎3階）
上記以外の事業者	郵送 郵送先：〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30 諏訪市役所企画部財政課 管財契約係 宛

## 4 提出書類

提出書類は、「入札参加資格審査申請書類」（ホームページ掲載のエクセルファイル）内、「提出書類一覧表」のとおりです。

書類は一覧表の順番に並べ、ひも綴じ又はホチキス綴じで提出してください（一部綴じ込まずに提出する書類があるのでご注意ください）。

## 5 入札参加資格審査申請に必要な要件

入札参加資格を希望する業種・業務（部門）について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

### (1) 建設工事の入札参加資格審査申請に必要な要件

ア 申請時において、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

イ 資格審査基準日（令和5年10月1日）の直前1年間の事業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を申請していること。

ウ 経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各事業年度において、完成工事高があること。

エ 諏訪市税（諏訪市に納税義務のある場合に限る。）、長野県税（長野県に納税義務のある場合に限る。）及び国税について未納がないこと。

オ 諏訪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年諏訪市告示第69号）別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

- カ 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者に該当しないこと。
- キ 諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ク 申請日までに、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していること（加入義務がない者を除く）。

**\* 支店又は営業所等に入札参加資格を取得させる（入札等の権限を委任する）場合、当該営業所等において、希望業種に係る建設業許可を受けていること及び経営事項審査の審査基準日の直前2年間の各事業年度において完成工事高があることが必要です。**

(2) 建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請に必要な要件

- ア 入札参加資格を希望する営業所（入札及び契約権限の委任を行う場合は委任先の営業所）において、建設コンサルタント等業務に係る営業年数（下記ウの規定による登録を受けた日からの営業年数をいう。）が、資格審査基準日（令和5年10月1日）の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- イ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等業務の業種について、資格審査基準日の直前2年間のいずれかの事業年度において業務実績があること。
- ウ 資格審査基準日及び申請日において、以下の業種区分ごとの要件を満たしていること。

測 量
測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること

建築コンサルタント
建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること

建設コンサルタント
次の①～⑤のいずれかを満たしていること
① 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録を受けていること
② 市内に本店を有する事業者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定別表に掲げる登録部門のいずれかに該当する技術士がいること
③ 市内に本店を有する事業者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定第3条第1項口による認定を受けた者（認定技術管理者）がいること
④ 市内に本店を有する事業者であり、かつ、シビルコンサルティングマネージャー（以下、RCCMという。）がいること（ただし、建設情報部門を除く。）
⑤ 市内に本店を有する事業者であり、かつ、建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験を有する者がいること（都市計画及び地方計画部門の資格を希望する場合に限る。）

## 地質調査

次の①～⑤のいずれかを満たしていること

- ① 地質調査業者登録規定（昭和52年建設省告示第718号）第5条の規定による登録を受けていること
- ② 市内に本店を有する事業者であり、かつ、建設コンサルタント登録規定別表に掲げる登録部門のうち、地質部門又は土質及び基礎部門に該当する技術士がいること
- ③ 市内に本店を有する事業者であり、かつ、地質部門又は土質及び基礎部門に該当するRCCMがいること
- ④ 市内に本店を有する事業者であり、かつ、地質調査技士がいること
- ⑤ 市内に本店を有する事業者であり、かつ、地質調査業者登録規定による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験を有する者がいること

## 補償コンサルタント

次の①～③のいずれかを満たしていること

- ① 補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）第5条の規定による登録を受けていること
- ② 市内に本店を有する事業者であり、かつ、補償コンサルタント登録規定別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士がいること
- ③ 市内に本店を有する事業者であり、かつ、補償コンサルタント登録規定による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者がいること
- ④ 市内に本店を有する事業者であり、かつ、補償業務管理者の資格を有する者がいること

エ 諏訪市税（諏訪市に納税義務のある場合に限る。）、長野県税（長野県に納税義務のある場合に限る。）及び国税について未納がないこと。

オ 諏訪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年諏訪市告示第69号）別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者に該当しないこと。

キ 諏訪市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

ク 申請日までに、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していること（加入義務がない者を除く）。

**\* 支店又は営業所等に入札参加資格を取得させる（入札等の権限を委任する）場合、当該営業所等において、常駐する従業員がいること及び資格審査基準日の直前2年間のいずれかの事業年度において業務実績があることが必要です。**

**\* 建築コンサルタント業務で入札等の権限の委任を行う場合、当該営業所等において建築士事務所の登録が必要です。**

## 6 経常建設共同企業体結成上の留意点

- (1) 構成員全員が単体で入札参加資格審査申請をしていないことが必要です。
- (2) 構成員は、同一業種について他の経常建設共同企業体の構成員となることはできません。
- (3) 構成員の数は、2社又は3社とします。
- (4) 構成員となる者の組合せは、上位区分にある者から直近二区分までに属する者とします。  
(例：発注標準においてBとCの組合せは可。AとDの組合せは不可。)
- (5) 共同企業体の名称には、「長い名称」や「建設工事名称と似通ったまぎらわしい名称」は使用しないでください。

## 7 資格の付与について

- (1) 建設工事は、申請業種ごとに資格総合評点を算出した上で入札参加資格を付与し、この総合評点により受注できる工事が区分されます。
- (2) 資格総合評点の算出方法は次のとおりです。なお、新客観点数の加点対象者は、諏訪市内に本店（支店・営業所等の本店扱い認定者を含む。）を有する者とします。

$\text{資格総合評点} = \text{客観点数} + \text{新客観点数}$ <p style="text-align: center; margin: 0;"> <span style="margin-right: 100px;">(経営事項審査の総合評定値)</span> <span>(諏訪市内本店事業者のみ)</span> </p>
--

- (3) 新客観点数の項目及び加点対象となる業種は次のとおりです。

新客観点項目	加点対象業種
災害協定の締結者 ・災害時における応急措置に関する協定 ・災害時における下水道施設の応急措置に関する協定 ・災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
ISO9000シリーズ認証取得者	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
諏訪市消防団協力事業者	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
法務省「協力雇用主」の登録事業者	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
建設キャリアアップシステム（CCUS）登録事業者	土木一式／建築一式／とび・土工・コンクリート／電気／管／舗装／電気通信／造園／解体
除雪・融雪協力事業者	土木一式／舗装
元請完成工事高1億円以上	土木一式

1級技術者5人以上	土木一式
緊急漏水・漏湯修理協力事業者	水道施設
緊急時対応協力事業者	機械器具設置
過去2年間に公営企業発注工事の受注実績がある者	機械器具設置
工事成績評定 (令和元年～令和3年の平均評定)	土木一式／建築一式／管／舗装／解体／水道施設／機械器具設置

## 8 資格付与後の手続

### (1) 申請事項の変更

入札参加資格が付与された後に、次の項目に変更があったときは、入札参加資格記載事項変更届に関係書類を添付の上、提出してください。

- ア 本店、支店又は営業所の所在地、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）
- イ 商号又は名称（フリガナ記載）
- ウ 代表者、支店長又は営業所長（フリガナ記載）
- エ 廃業又は営業所等の廃止、休止
- オ 建設業許可区分及び許可番号
- カ 建設コンサルタント等業務における法律及び規定による登録状況
- キ 建設コンサルタント等業務における各技術者数

※上記ア～カについては、登記事項証明書、委任状、建設業許可証明書等の変更事項を証する書類を添付してください。

※営業所・業種の追加は中間審査での申請が必要です（変更届での対応不可）。

### (2) 入札参加停止・資格の取消

ア 入札参加資格者又はその使用人が入札参加資格審査申請又は経営事項審査で虚偽の申請をした場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した場合、贈賄及び不正行為等があった場合、経営者が暴力団関係者の場合等には、その状況に応じて一定期間入札への参加を停止します。

イ 入札参加資格者が欠格事由に該当することとなった場合は、当該資格は取り消されます。

### (3) 経営事項審査（建設工事の場合）

入札参加資格付与中は、有効な経営事項審査結果通知を受けている必要があります。有効期間が切れた場合は、新たに経営事項審査結果通知を受けるまでの期間、入札に参加することができなくなります。

また、入札参加資格付与後、次回の入札参加資格審査定期申請までの間に、新たに経営事項審査の結果通知を受けても、その写し等を提出する必要はありません。建設業許可の更新についても同様です。

## 9 その他の留意事項

- (1) 申請書類の提出前に不備、不足等がないか今一度ご確認ください。
- (2) 書類に不備等がある場合は、受付ができない場合があります。
- (3) 諏訪市・茅野市衛生施設組合（中央アメニティパーク）の建設工事、建設コンサルタント等業務については、諏訪市又は茅野市の建設工事、建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請を行ってください。いずれかの市で入札参加資格が付与されると、諏訪市・茅野市衛生施設組合の入札についても参加資格が付与されます。

（問い合わせ先）諏訪市・茅野市衛生施設組合 中央アメニティパーク  
TEL：0266-78-8745 諏訪市大字豊田754-5

## 10 問い合わせ先

諏訪市役所 企画部 財政課 管財契約係  
TEL：0266-52-4141（内線313）  
FAX：0266-57-0660